

# 基本計画

- 第1章 人間尊重
- 第2章 自然環境の保全と都市環境の整備
- 第3章 自律・創造・協働
- 第4章 まちの基盤整備
- 第5章 保健・医療・福祉
- 第6章 教育・生涯学習
- 第7章 構想実現に向けて

# 第1章

平和と基本的人権尊重のまちづくり

## 人間尊重

### 第1節 人権・平和

#### 1 人権行政

##### 基本的課題（現状と課題）

基本的人権の尊重は、憲法で保障された民主主義の基本的理念であり、人種、民族、思想信条、性別、社会的身分、障害があることなどによる差別をなくすための取組みがこれまで以上に求められています。

近年においても、地域や家庭のつながりの希薄化や、インターネットなど情報通信技術の発達、経済・雇用情勢の悪化など社会の変化に伴い、差別や虐待など、さまざまな人権課題が発生しています。

このため、人権意識の高揚を図るとともに、人権侵害の防止や個人情報保護の推進など、人権擁護のための施策を積極的に推進することが必要です。

また、同和問題をはじめとするすべての人々の基本的人権が尊重されるよう、差別のない地域社会をめざしたさらなる取組みが必要です。

##### 基本方針

21世紀を「人権の世紀」とするため、同和問題をはじめ、女性、障害者、高齢者、子どもの虐待など、さまざまな人権課題の解決に向け、人権啓発や教育、相談や交流などの施策を推進します。

##### 施策内容

#### ①計画の策定、推進

- 人権尊重意識の高揚をめざして、さまざまな施策を進めるための計画を策定します。

#### ②人権啓発・情報提供の推進

- さまざまな人権課題について、正しい知識や理解を深めるため、広報紙やホームページなどを活用した積極的な情報提供に努めるとともに、講演や展示、映像など効果的な手法による啓発活動を推進します。

#### ③人権教育の推進

- 家庭・地域・学校・職場などにおいて、さまざまな年代を対象とした人権教育の推進に努めます。
- 研修などにより、町職員のさらなる人権意識の向上を図ります。

#### ④相談体制の充実

- さまざまな人権課題に迅速かつ適切に対応するため、人権擁護委員や関係団体と連携し、相談体制の充実を図ります。

## ⑤個人情報保護の推進

- 「島本町個人情報保護条例」の的確な運用を図るとともに、より一層プライバシーの保護に万全を期するよう努めます。

## ⑥人権文化センターの充実

- 人権啓発や地域交流などの拠点として、各種教室やイベント、相談事業などの充実を図ります。
- 地域住民の学習・活動の場としての活用を図ります。

## ⑦就労の支援

- 事業者などを対象に人権啓発や教育を行い、人権を尊重した「公正な採用」を中心とした、雇用のあり方についての理解と協力を促進します。
- 就労困難者に対する相談業務を推進します。

## 2 平和意識の高揚

### 基本的課題（現状と課題）

世界各地で武力紛争やテロが頻発し、多くの人々が犠牲となっています。また、核兵器の開発や拡散の動きも懸念されています。

平和な社会を築くため、今後とも、「核兵器廃絶・平和都市宣言」の趣旨に基づき、核兵器の廃絶や戦争の悲惨さ、平和の尊さを積極的に啓発する必要があります。

### 基本方針

「核兵器廃絶・平和都市宣言」の趣旨に基づき、啓発などにより平和意識の普及・高揚を図ります。

### 施策内容

#### ①平和啓発事業の推進

- 平和教育の充実とともに、子どもから高齢者まで、さまざまな年代を対象とした啓発事業を推進し、平和意識の普及・高揚を図ります。

#### ②住民主体の平和活動の促進

- 啓発などに取り組む住民や団体などの支援に努め、住民主体による平和活動を促進します。

## 第2節 男女共同参画

### 基本的課題（現状と課題）

少子高齢化の進行や社会格差の拡大など、社会が急激に変化する中、従来の性別を中心とする役割分担意識の変革が求められています。

本町では、平成18年度に「島本町男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会を実現するための各種施策を進めています。

今後も、家庭・地域・学校・職場などさまざまな場面で、性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力が発揮できる社会を実現するための取組みが必要です。

### 基本方針

住民や事業者と協働し、性別にかかわらず一人ひとりの個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進します。

### 施策内容

#### (1) 男女共同参画の推進

##### ①啓発活動の充実

- 家庭・地域・学校・職場などのあらゆる場において、従来の価値観や文化、社会の仕組みを見直し、男女共同参画意識を高めるため、セミナーや講座などの啓発活動を推進します。

##### ②政策決定への女性の参画

- 審議会委員などへ女性を積極的に登用し、町の政策や方針などの形成・決定過程への参画を推進します。

##### ③地域活動の促進

- 女性問題に関する情報提供や、女性交流室の運営などにより、男女共同参画や女性問題などに取り組む住民や団体による活動を支援し、地域における住民主体の活動を促進します。

## (2) 女性の人権確立の推進

### ① 相談体制の充実

- 家庭や仕事、身体や心の悩みなど、女性に関するさまざまな相談にこたえる女性相談の充実を図ります。

### ② 社会保障や健康・福祉の充実

- 男女を問わず自立し、多様な生き方を選択できるよう、仕事と子育ての両立支援や、ひとり親家庭への支援など、社会保障や福祉の充実を図ります。
- 生涯を通じて女性の健康を保持・増進するための施策を進めます。

### ③ 暴力への対策の推進

- 女性の人権を侵害する問題や、DV（ドメスティック・バイオレンス）\*など、女性に対する身体的・精神的暴力を根絶するため、関係機関と連携して救済する体制の整備をさらに進めます。

## (3) 就労環境の整備

### ① 働きやすい環境づくりの促進

- 事業者と連携した啓発・相談の充実などにより、勤務形態の多様化や、出産・育児・介護休暇が取得しやすい環境づくりなど、男女を問わずすべての人の能力が発揮され、働きやすい職場環境づくりを促進します。

### ② セクシュアル・ハラスメントなどの防止対策の推進

- セクシュアル・ハラスメント\*、パワー・ハラスメント\*など、職場の嫌がらせや人権侵害を防止するため、啓発や研修などの充実を図ります。



# 第2章

歴史と文化を大切に自然環境を生かした個性のあるまちづくり

## 自然環境の保全と都市環境の整備

### 第1節 自然環境の保全・活用

#### 基本的課題（現状と課題）

本町にとって、恵まれた自然環境は貴重な財産であり、その保全と活用は重要な課題です。

特に、山間部の森林は地下水のかん養や住民の憩いの場、貴重な動植物の生息空間など多面的な機能を有していますが、近年、林業従事者の高齢化や後継者不足などから、森林の荒廃がさらに進行しており、危機的な状況に陥っています。

このため、住民・事業者・行政などすべての構成員が、パートナーとして互いに責任をもちながら自然環境を保全し、その恵みを楽しみながら次世代に継承していくことが必要です。

#### 基本方針

住民や事業者と協働し、森林・河川や地下水の保全と活用を図り、自然と共生するまちづくりを推進します。

#### 施策内容

##### ①地下水の保全

- 町の誇るべき財産である地下水を守り続けるため、地下水位観測や地下水かん養のための森林保全など、地下水の水量を維持し、将来にわたり安定して利用するための施策を永続的に推進します。

##### ②水辺環境の保全と活用

- 住民や関係機関と連携・協働しながら、淀川・水無瀬川などの水辺環境を保全し、水生生物の保護・育成に努めます。
- 「島本水の文化園構想」の趣旨を踏まえ、河川改修に合わせた親水空間の整備に努めます。
- 啓発などにより、水辺環境の保全に関する住民意識の高揚を図ります。

##### ③森林の保全と活用

- 森林保全において大きな役割を担う住民ボランティアの育成に努めます。
- 森林保全に関する意識の向上を図るための啓発活動に取り組みます。
- ボランティア・事業者・関係機関などと連携して、森林の保全や整備を進めます。
- 民有林の荒廃が危惧される状況を踏まえ、森林保全整備基金を活用した森林保全制度の推進を図ります。
- 散策やキャンプなどのレクリエーションや、自然や環境問題について学習する場としての活用を進めます。

## 基本計画

### 第2章 自然環境の保全と都市環境の整備

#### 第1節 自然環境の保全・活用

#### 第2節 住環境の整備

## 第2節 住環境の整備

### 基本的課題（現状と課題）

阪急水無瀬駅とJR島本駅の近接性を生かし、今後さらに住宅立地が進むことが期待されますが、一方、既成の住宅地では高齢化が進み、一部では空き家が発生しています。また、住宅のバリアフリー\*化や耐震化も課題となっています。

人口減少社会の中でまちの活力を維持するため、今後も良好な住環境の整備により、定住促進に努めることが必要です。このため、周辺環境との調和に配慮し、いつまでも住みたいと思える環境づくりを進めていくことが重要です。

### 基本方針

誰もが安全に暮らせる住まいづくりを支援するとともに、本町の特性を生かした良好な住環境の形成を図ります。

### 施策内容

#### ①良好な住環境の形成

- 適正な土地利用などにより、秩序ある住宅開発を誘導します。
- 都市基盤の整備などに努め、良好な住環境の形成を図ります。
- 高齢化や空き家など既成の住宅地の課題に対応し、まちの活性化に向けた検討を進めます。

#### ②安全・安心な住まいづくりへの支援

- 段差解消など、高齢者や障害者の住宅のバリアフリー化を支援します。
- 耐震診断や耐震改修など、住宅の耐震化を支援します。

#### ③町営住宅の良好な維持管理

- 良好な住環境を維持するため、町営住宅の適切な管理に努めます。



## 第3節 景観形成

### 基本的課題（現状と課題）

近年、国において景観法\*、歴史まちづくり法\*が施行され、大阪府では大阪府景観計画が策定されるなど、景観の保全や、景観を生かしたまちづくりについての制度整備が進んでいます。

本町においても、住環境の整備などによる定住人口の増加を図りながら、本町の特性である豊かな自然や、歴史・文化と調和した魅力ある景観の形成に努めることが必要です。

そのためには、住民・事業者・行政の協働により、地域の特性を生かした島本らしい景観の形成を図ることが重要です。

### 基本方針

景観行政団体をめざし、住民や事業者とともに、本町の特性を生かした魅力ある景観の形成を図ります。

### 施策内容

#### ①景観形成の推進

- 景観行政団体への移行と景観基本計画の策定をめざした取組みを進めます。
- 啓発などにより景観についての意識高揚に努め、住民や事業者の理解と協力のもと、魅力ある景観形成のための取組みを推進します。

#### ②自然的景観の保全

- 淀川や水無瀬川などの河川空間や山間部の保全、景観形成作物\*の栽培などを通じて、住民にうるおいと安らぎを与える自然的景観の保全を図ります。

#### ③市街地景観の形成

- ゆとりある住宅地の眺望など、地域の特色を生かした市街地景観の形成に努めます。

#### ④緑化の推進

- 「島本町緑の基本計画」を踏まえ、公共空間や公共施設の緑化に努めるとともに、民間建築物の緑化を促進します。
- 地域住民やボランティアなどによる緑化活動を支援します。

#### ⑤歴史的景観の保全と活用

- 史跡や歴史的建築物などの保全を図るとともに、都市景観としての活用を図ります。

## 基本計画

### 第2章 自然環境の保全と都市環境の整備

#### 第3節 景観形成

#### 第4節 環境保全と廃棄物処理

## 第4節 環境保全と廃棄物処理

### 1 環境保全

#### 基本的課題（現状と課題）

現在の環境問題は、地球温暖化など、その原因が私たちの事業活動や日常生活にあり、それらが互いにかかわっており、地球規模という空間的広がりを考えると、将来の世代にもわたる影響は計り知れません。

環境負荷を軽減するため、より一層の取組み、総合的な対策を講じる必要があります。

#### 基本方針

環境保全に関する総合的な行政指針となる「環境基本計画」を住民、事業者、行政が一体となって策定するとともに、環境負荷を軽減する取組みを進めます。

#### 施策内容

### (1) 環境対策の充実

#### ①「環境基本計画」の策定

- 住民の環境意識を高め、環境負荷を軽減するための行政施策を総合的に推進するため、「環境基本計画」を策定します。

#### ②環境マネジメントシステムの推進

- 町の施設において、環境に配慮した取組みを積極的に推進します。
- 環境マネジメントシステム (ISO14001)<sup>※</sup>

の自主的な運用への移行を検討します。

#### ③地球温暖化防止対策の推進

- 「島本町地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、地球温暖化防止のための取組みを推進します。

#### ④環境監視体制の充実

- 公害を防止するため、事業者に対する指導を強化するとともに、環境監視体制の充実に努めます。

### (2) 環境教育の推進

#### ①環境教育の推進

- 学校をはじめとして環境教育の充実を図り、環境保全意識の高揚に努めます。

#### ②環境学習団体への支援

- 環境学習に自主的に取り組むボランティア団体や事業者に対し、情報の収集や提供など、積極的に活動の支援を図ります。

#### ③環境意識の普及促進

- 地球温暖化など、現在の地球環境問題は深刻化していく一方であり、これらの解決に向け、環境意識の普及促進に努めます。

#### ④不法投棄の防止

- 山間部や河川などへの不法投棄については、住民生活に悪影響を及ぼすものであるため、町内パトロールの充実など、これらの防止に向けた取組みを強化します。

## 2 ごみ処理

### 基本的課題（現状と課題）

環境問題に対する意識が高まりを見せる中で、ごみ処理の問題は、収集と処分というこれまでの構図だけでなく、3R\*（リデュース、リユース、リサイクル）などによる、ごみの減量化に重点が置かれるようになっていきます。

長期的な視野に立った計画的な処理体制の検討に加えて、ごみの減量化方法の検討を進める必要があります。

### 基本方針

焼却施設の適切な維持・管理に努め、安定したごみの処分を継続するとともに、環境問題への対応として、ごみの減量化を積極的に進め、循環型社会の実現をめざします。

### 施策内容

#### ①ごみの減量化と資源化の推進

- 住民・事業者・行政が一体となって、ごみの分別により排出を抑制し、資源化率の向上に努めます。
- 分別収集を計画的に行うとともに、効率的な収集の方法を検討します。

#### ②環境美化意識の高揚

- 快適で美しいまちづくりをめざして、住民の環境保全意識が高揚するように、啓発や自主清掃活動の支援などに努めます。

#### ③計画的な処理体制の推進

- 大阪府ごみ処理広域化計画を踏まえ、廃棄物の減量化や清掃工場の維持管理を行うとともに、広域的なごみ処理の実現に向けた取組みを進めます。



## 3 し尿処理

### 基本的課題（現状と課題）

公共下水道が整備されるまでの間、収集や処理体制の適正な維持管理を進める必要があります。

このため、し尿処理のあり方について検討し、快適で衛生的なまちづくりを推進することが必要です。

### 基本方針

生活排水処理対策を進めるとともに、公共下水道の普及状況などを勘案し、効率的なし尿処理のあり方について検討します。

### 施策内容

#### ①し尿の適正処理の推進

- 公共下水道が整備されるまでの間、し尿の収集と処分状況を把握し、適正な処理を推進します。

#### ②浄化槽の適正化

- 浄化槽管理者への意識啓発に努め、公共用水域の水質保全を図ります。

#### ③広域行政の検討

- 衛生化学処理場の老朽化に対応し、広域的なし尿処理について検討します。

## 第5節 危機・災害に強いまちづくり

### 1 危機管理・防災対策

#### 基本的課題（現状と課題）

毎年、全国各地で地震や風水害などの自然災害が発生しています。本町でも、東南海・南海地震や活断層による地震被害、集中豪雨などによる水害が懸念されていることから、防災体制のさらなる充実が求められています。

また、災害のほか、テロや感染症など、住民の安全・安心を脅かすさまざまな課題への対応も重要です。

このため、総合的な防災対策の推進をはじめとした危機管理体制の充実を図ることが必要です。

#### 基本方針

災害をはじめとする住民の安全・安心を脅かすさまざまな危機に迅速かつ適切に対応するため、防災対策の推進など、危機管理の充実を図り、危機・災害に強いまちをめざします。

#### 施策内容

##### (1) 危機管理体制の充実

###### ① 総合的な危機管理体制の充実

- 災害をはじめ、テロ、犯罪、事故、感染症など、住民の安全・安心を脅かすさまざまな課題に迅速かつ適切に対応するため、庁内の組織体制の整備、関係機関との連携強化、計画やマニュアルの整備、情報収集及び情報提供などに努め、総合的な危機管理体制の充実を図ります。

###### ② 国民保護計画の適切な運用

- 武力攻撃などの緊急事態に対応するため、「島本町国民保護計画」を踏まえた施策を計画的に推進します。

##### (2) 防災対策の推進

###### ① 総合的な防災対策の推進

- 住民の安全確保のため、「島本町地域防災計画」を踏まえ、災害予防対策、情報伝達及び避難体制の確立など防災対策を総合的かつ計画的に推進します。

###### ② 地域防災力の向上

- 防災訓練の実施や、積極的な情報提供・啓発により、住民の防災意識の高揚を図ります。
- 自主防災組織の育成や活動支援など、住民主体の防災活動を支援し、地域の防災力の向上を図ります。

## 基本計画

### 第2章 自然環境の保全と都市環境の整備

#### 第5節 危機・災害に強いまちづくり

#### ③耐震化の推進

- 災害時の拠点や避難所となる公共施設の耐震化を計画的に推進します。
- 破損・倒壊すれば救助活動や住民生活に大きな影響を与える橋りょう・上下水道などの耐震化を計画的に推進します。
- 積極的な啓発や、耐震診断・耐震改修への支援などにより、一般住宅や事業所などの耐震化を促進します。

#### ④情報伝達体制の整備・充実

- 災害情報を住民に迅速に提供するため、無線デジタル化に対応した防災行政無線の整備を進めます。
- インターネット、携帯電話、ケーブルテレビなど、多様な情報伝達手段の活用・充実を図ります。
- 地震、洪水、土砂災害、避難所などの情報を集めたハザードマップ\*の周知を図ります。

#### ⑤避難場所・避難経路などの確保

- 避難所や避難地の確保・整備に努めます。
- 防災マップや案内表示などにより、避難所情報などの住民への周知を図ります。
- 災害時の避難経路や緊急車両の通行路の確保に努めます。

#### ⑥災害時要援護者への支援

- 情報伝達や避難など、緊急時の対応に不安をもつ高齢者や障害者などの「災害時要援護者」に対し、個人情報保護に配慮しながら対象世帯の把握に努めます。
- 民生委員児童委員などと連携して、安否確認など支援体制の強化を図ります。



## 2 治山・治水

### 基本的課題（現状と課題）

各地で集中豪雨やそれに伴う土砂災害により、建物の損壊や道路の寸断、多数の死者などの被害が発生しています。

本町には、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている区域があり、被害を防ぐための対策を進めることが必要です。

また、河川のはん濫防止のため河川改修を促進します。市街地の浸水対策については、大阪府による高槻島本雨水幹線の整備を踏まえて水路を改修し、排水機能の強化を図る必要があります。

### 基本方針

関係機関と協力して土砂災害の防止・早期発見に努めるとともに、迅速な土砂災害情報の提供を図ります。

また、河川や水路の改修など、洪水・浸水対策を進めます。

### 施策内容

#### (1) 治山対策の推進

##### ①土砂災害情報の提供

- 電話やインターネットを通じて土砂災害情報を共有できる土砂災害情報相互通報システムを運用し、住民への迅速な情報提供を行います。
- ハザードマップを活用し、土砂災害の危険箇所や区域の周知を図ります。

##### ②急傾斜地崩壊防止対策の推進

- 大阪府と連携して危険箇所パトロールを実施し、土砂災害の危険性を早期に把握して対策に努めます。
- 大雨により崩壊の可能性がある急傾斜地崩壊危険箇所などの整備を促進します。

##### ③山間部の森林保全の推進

- 保安林\*の指定拡大などに努め、森林の保全を推進します。

## (2) 治水対策の推進

### ① 淀川・水無瀬川などの総合的な整備の促進

- 淀川・水無瀬川などの整備・改修について、近隣自治体と協力しながら国や大阪府に要請します。

### ② 水路の改修

- 高槻島本雨水幹線の整備を踏まえ、水路の改修及び雨水幹線への接続を進め、大雨時の排水機能の強化を図ります。

### ③ 洪水・浸水対策の推進

- 大阪府や淀川右岸水防事務組合など関係機関と連携し、水防訓練を実施します。
- ハザードマップを活用し、浸水予測区域や避難方法を周知するなど、水害の防止や被害を軽減するための対策に努めます。



## 第6節 消防・救急・救助

### 1 消防体制の充実

#### 基本的課題（現状と課題）

従来の火災などに加え、大規模災害など住民の生命や生活に重大な影響を与える災害が複雑・多様化しており、これらの災害に備えた広域的な消防体制の充実が必要です。

また、計画的な消防施設・資機材の整備や、人材の育成など、緊急時に対応できる消防力の充実・強化が必要です。

#### 基本方針

火災などの災害から住民を守るため、火災予防対策の推進や、消防施設・資機材の整備に努めるとともに、消防本部をはじめ消防団、自衛消防隊などの組織の活動を高め、消防体制の充実を図ります。

#### 施策内容

##### ①火災予防対策の推進

- 住民への積極的な情報提供や啓発、地域における訓練・講習会の開催支援などにより、防火意識の高揚に努めます。
- 住宅用火災警報器の普及を促進します。
- 事業所や施設への査察や指導などにより、防火管理体制の充実を図ります。

##### ②消防施設や資機材の整備・充実

- 消防車両や資機材の計画的な更新・整備に努めます。
- 消防救急無線デジタル化への対応や消防広域化の検討などを踏まえて、通信指令システムの整備を進めます。
- 災害時に活動拠点となる消防庁舎の耐震化を推進します。
- 各地域の消防団施設や、防火水槽、消火栓などの消防水利施設の整備・充実を図ります。

### ③ 消防広域化の検討

- 大規模な災害への対応や、効率的・効果的な消防体制を構築するため、大阪府や近隣自治体と連携しながら、消防の広域化に向けた検討を進めます。

### ④ 人材の育成と連携強化

- 多様化する災害に対応できるよう、消防団、自衛消防隊、自主防災組織などとの連携を強化し、総合的な消防体制の充実を図ります。
- 訓練や研修などにより、消防職員と消防団員の知識と技術の向上を図るとともに、消防団員の確保に努めます。



## 2 救急・救助体制の充実

### 基本的課題（現状と課題）

高齢化の進行などによる救急出動件数の増加や、疾病の多様化など、高度化する救急業務に対応するため、救急体制の充実が求められています。

### 基本方針

救急救命士の育成や機器の整備など、高度救急救命体制の充実を図るとともに、住民を対象とした普通救命講習を開催し、救命率の向上を図ります。

### 施策内容

#### ①高度救急業務の充実

- 高規格救急自動車\*や各種資機材を計画的に更新・整備します。
- 救急救命士の育成や、救急隊員の知識・技術の向上を図ります。
- 救急車の適正な利用について、住民への啓発を進めます。

#### ②応急手当の普及促進

- 事故や災害時に住民が適切な処置を行えるよう、公共施設における自動体外式除細動器（AED）\*の増設を図ります。
- 自動体外式除細動器（AED）の使用法や応急手当などを学ぶ普通救命講習を開催します。



## 基本計画

### 第2章 自然環境の保全と都市環境の整備

#### 第6節 消防・救急・救助

#### 第7節 交通安全・防犯

## 第7節 交通安全・防犯

### 基本的課題（現状と課題）

自動車や自転車などによる交通事故が多発し、高齢者がかかわる事故や自転車事故の増加が問題となっています。さらに、違法駐車や放置自転車などにより歩行者の安全な通行に支障をきたしています。そのため、交通安全施設の整備や、住民一人ひとりが交通マナーを順守するよう啓発活動などの対策を進めることが必要です。

また、凶悪犯罪の多発が社会問題となっており、これらを未然に防ぐための地域防犯体制の強化が必要です。そのため、家庭や地域などで防犯意識が高まるよう、啓発活動を充実させると同時に、防犯灯の設置などが必要となっています。

### 基本方針

交通事故を未然に防止するため、交通安全施設を拡充し安全な交通環境を整備するとともに、交通安全意識の向上に向けて啓発や教育活動に取り組みます。

また、関係機関の協力のもと、パトロールなどの防犯活動や防犯灯の設置などを行います。

### 施策内容

#### (1) 安全な交通環境の整備

##### ①交通安全施設の充実

- ガードレールやカーブミラー、路面標示などの整備や維持管理を行うとともに、交差点の改良や歩道の整備など、安全な交通環境の整備を推進します。
- 警察に対して信号機の設置、適切な交通規制を要望します。

##### ②通学環境の整備

- PTAや警察など関係機関と協力してパトロールを実施し、その結果に基づき、通学路の整備や車両の規制などの安全な通学環境づくりを進めます。

##### ③不法駐車取締り

- 迷惑駐車や放置車両による交通事故を防止するため、関係機関と協力して、住民や事業者への指導啓発を行うとともに、取締りの強化を要請します。

##### ④放置自転車等対策の推進

- 「島本町自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、駅周辺に設定した放置禁止区域において、自転車やバイクの指導や撤去を行い、放置自転車などの解消に努めます。

## ⑤交通安全意識の高揚

- 子どもや高齢者の交通事故を防止するため、関係機関との連携を強化し、交通安全教室、運転者安全講習会、街頭啓発などを実施し、交通ルールやマナーの周知に努め、住民の交通安全意識の高揚を図ります。

## (2) 防犯対策の推進

### ①地域防犯体制の強化

- 島本町防犯委員会を中心に、警察などの関連機関、住民・事業者・行政が連携を図りつつ、地域に密着した機能的で総合的な防犯対策を実施できる体制を強化します。

### ②防犯活動の推進

- 防犯委員会やボランティアなどと連携し、パトロールや見守り活動を実施します。
- 地域や教育の場でのさまざまな防犯活動を支援します。

### ③防犯環境の整備

- 防犯灯の設置や高照度化を進めます。
- 公園・道路などの公共施設について、犯罪防止を考慮した整備や維持管理を行います。

## ④防犯に関する啓発活動・情報提供の充実

- 警察や防犯委員会と連携した街頭啓発の実施や、不審者情報の共有などにより、住民の防犯意識の高揚を図ります。



## 基本計画

### 第2章 自然環境の保全と都市環境の整備

#### 第7節 交通安全・防犯

#### 第8節 消費生活

## 第8節 消費生活

### 基本的課題（現状と課題）

近年、振り込め詐欺や架空請求などによる被害の急増が大きな社会問題となっています。また一方で、偽装表示問題など食の安全に関する関心の広がりや、多重債務問題など消費者を取り巻く環境は多様化しています。

国においては、平成21年に消費者庁が設立されるなど、消費者保護対策を進めるための制度整備が進んでいます。

本町でも、専門の相談員による消費生活相談を実施していますが、相談件数は年々増加し、相談内容も多様化・複雑化しており、さらなる消費者保護対策の推進が求められています。

### 基本方針

消費生活の安定と向上をめざし、消費者への啓発活動を行うとともに、消費生活相談や事業者への指導の充実を図ります。

### 施策内容

#### ①消費者への啓発・情報提供の推進

- 広報紙やホームページなどさまざまな媒体を用いて、商品の安全性や悪質商法の手口などを迅速に情報提供します。
- 講座の開催などにより、消費者問題の啓発に努めます。

#### ②消費生活相談の充実

- 複雑・多様化する消費者からの相談に対応できるよう、専門相談員による相談体制の充実を図ります。
- 全国的なネットワークシステムの活用や、関係機関との連携により被害の防止に取り組むとともに、事業者へ適正な指導を行います。

#### ③消費者団体の育成・支援

- 啓発やフリーマーケットなど、消費者意識の高揚や、不用品のリサイクル促進などを目的とした消費者団体の育成に努め、その活動を支援します。

## 第9節 農林業の振興

### 基本的課題（現状と課題）

近年、農業従事者が減少し、高齢化や後継者不足が深刻になっています。このため、農業の担い手の育成や、農家の経営基盤を強化する取組みが求められています。また、遊休農地\*の調査や活用が課題となっています。さらに、有害鳥獣\*による農作物の被害も増えており、その対策が必要です。

林業についても、林業従事者の高齢化や後継者不足が進み、民有林の荒廃が危惧されています。このため、森林の保全・整備などの支援に努める必要があります。

### 基本方針

意欲のある農家が農業を続けられるよう、農業生産環境の整備や地産地消の取組みを推進するなど、農業の振興を図ります。

林業については、森林保全を図るとともに、その活用を進めます。

### 施策内容

#### ①担い手の育成

- 大阪府や高槻市農業協同組合など関係機関と連携を図り、農業の担い手の育成に努めます。
- 農業経営基盤強化促進法による認定農業者\*\*制度を活用するなど、経営基盤の確保を促進します。

#### ②地産地消の推進

- 朝市や農林業祭への支援など、地元の農産物を住民に供給する場の確保・充実などに努め、「地産地消」を推進します。

#### ③遊休農地の活用

- ファミリー農園のあっせんを行い、住民が土に親しむ場を提供します。
- 景観形成作物の栽培を促進し、遊休農地の活用に努めます。

#### ④農業用施設の整備

- 関係機関と連携し、農業用施設の整備を進めるとともに、適切な維持管理を行います。

#### ⑤有害鳥獣への対応

- 有害鳥獣による農作物などの被害防止を図るため、関係機関と連携しながら対策を進めます。

## 基本計画

### 第2章 自然環境の保全と都市環境の整備

#### 第9節 農林業の振興

##### ⑥ 林業の振興

- ボランティアなどと連携した森林の保全・整備を進めます。
- 林産物のPRや、間伐材の有効活用に努めます。

##### ⑦ 学習活動の場としての活用

- 所有者やボランティアの協力のもと、住民が自然や農林業、食について考え、また、子どもの体験学習を行うことができる場として、森林や農地の活用を進めます。



## 第10節 商工業の振興

### 基本的課題（現状と課題）

経済情勢の悪化は、本町の商工業の事業所などにも大きな影響を与えています。商業については、購買者が町外へ流出する傾向があり、事業所数、販売額ともに減少傾向を示しています。また、空き店舗なども増加しています。

このため、関係機関との連携のもと、厳しい経営環境に置かれている中小企業への支援や、商店街の活性化に向けた取組みが必要です。さらに、企業の誘致や、観光などにより、まちに活気や賑わいを生み出すことが求められています。

### 基本方針

関係機関との連携のもと、既存の商工業の振興や活性化を図るとともに、新たな企業の誘致や、観光などの賑わいづくりに取り組めます。

### 施策内容

#### ①商工会への支援

- 経営指導や講習会開催などにより、企業や商店の経営を支援する商工会の活動に対し、補助を行います。

#### ②商店街の活性化

- 商工会などと連携し、地元での購買促進や、空き店舗の活用など、商店街の活性化に向けた商工業者などによる取組みを支援します。

#### ③中小企業への支援

- 中小企業への融資や信用保証料の補給などにより、中小企業の資金面の基盤強化と安定経営を促進します。

#### ④企業立地の促進

- 情報収集や研究に努め、本町の特性に適した企業などの立地を促進するための環境づくりや制度の検討を進めます。

#### ⑤観光による賑わいづくりの促進

- 広域的な連携や、住民・事業者などとの協働により、本町の歴史・文化や自然、産業、イベントなどを観光資源として活用し、積極的な情報発信や案内の充実に努めます。
- 観光による集客を、産業や地域の活性化につなげるための方策を検討します。

## 基本計画

### 第2章 自然環境の保全と都市環境の整備

#### 第10節 商工業の振興

#### 第11節 就労環境づくり

## 第11節 就労環境づくり

### 基本的課題（現状と課題）

経済・雇用情勢がさらに厳しさを増す中で、派遣労働者や契約社員などの非正規労働者をはじめ、障害者やひとり親家庭の雇用・就労問題が深刻となっています。

このため、誰もが安心して働き続けられるよう、就労支援の取組みを進めることが必要です。

### 基本方針

就労支援を進めるとともに、労働者への必要な情報提供を行います。



### 施策内容

#### ①雇用対策の推進

- 就労困難者の相談に応じる地域就労支援業務を推進します。
- 近隣自治体と合同で就職フェアを開催するとともに、ハローワークなど関係機関と連携を図り、求人情報の提供に努めるなど、雇用・就労に向けた取組みを進めます。

#### ②知識・技能習得機会の充実

- 就労を望む人々が知識・技能を習得することができるよう、関係機関との連携を図り、講習会などの情報を提供します。

#### ③労働関係情報の提供

- 労働者の生活の安定をめざし、最低賃金制度や退職者共済制度などの情報提供を行います。
- 近隣自治体と連携して労働セミナーを開催するなど、労働者が労働問題に関する知識を習得できるよう努めます。

# 第3章

住民参加と時代の変化に対応したまちづくり

## 自律・創造・協働

### 第1節 開かれた行政

#### 基本的課題（現状と課題）

住民参画と協働のまちづくりを進めるためには、その基盤として、行政の透明性を高めるとともに説明責任を果たし、住民にわかりやすく開かれた行政を構築することが重要です。

そのためには、住民との情報の共有化を図るための広報活動や情報公開などの充実とともに、住民の声を的確に把握し、まちづくりに反映するための広聴活動の充実が必要です。

#### 基本方針

広報・広聴活動や情報公開の充実などにより、開かれた行政運営を推進します。



#### 施策内容

##### ①広報活動の充実

- 広報紙、ホームページ、ケーブルテレビなどの広報媒体の充実を図り、行政や地域の情報をわかりやすく発信します。
- 新聞、テレビ、地域情報誌など、多様な媒体への積極的な情報提供を行います。

##### ②情報公開・情報提供の推進

- 情報公開制度を運用し、個人情報の保護に配慮しながら行政情報の公開を推進します。
- 会議の公開をはじめ、さまざまな情報の公開・提供に努め、行政資料や各種刊行物の設置・配布を行う「文化・情報コーナー」の充実を図ります。

##### ③広聴活動の充実

- 行政へのさまざまな相談や問合せ、要望などに対し、迅速かつ適切な対応に努めます。
- パブリックコメント（意見公募）制度\*や、審議会などにおける公募委員の参画、アンケート調査、住民への説明会などを活用し、まちづくりに住民の声を反映します。

## 第2節 住民参画・協働

### 基本的課題（現状と課題）

地方自治体の役割と責任が拡大する中で、活力に満ちた住みよい地域社会の実現を図るために、住民、議会、行政のそれぞれの役割及び責務を明らかにする必要があります。

中でも自治の主役である住民は、自主的かつ自律的な意思に基づいて積極的にまちづくりに参画し、行政と協働し、公共性を重んじ、自らの行動に責任を持つことが求められています。

また、ボランティアやNPO、事業者などによる地域活動が活発になっており、その重要性が高まっています。

このため、住民参画の機会の充実を図るとともに、ボランティアやNPOなどの活動の促進に努め、参画と協働によるまちづくりを進めることが必要です。

### 基本方針

住民、事業者、ボランティア、NPOなどが、それぞれの特性を生かしながら、適切な役割分担のもとに町政や地域活動に参加・参画し、行政と協働してまちづくりを進める環境づくりを推進します。

### 施策内容

#### ①住民参画・協働のまちづくりの推進

- 島本町まちづくり基本条例に基づき、住民や事業者、NPO、ボランティアなどの参画と協働によるまちづくりを推進します。

#### ②住民参画の機会の充実

- パブリックコメント（意見公募）や、審議会などへの公募委員の参画、会議の公開などの制度を活用し、町政への住民参画の機会の充実を図ります。

#### ③ボランティア活動の活性化

- ボランティア情報の収集・提供やネットワークの構築に努め、住民が積極的にボランティア活動に参加し、気軽に利用できる環境の整備を推進します。
- ボランティア活動を担う人材の育成を支援します。
- 子育て・教育・安全・福祉・環境など、まちづくりのさまざまな分野でのボランティアとの協働を進めます。

#### ④NPO組織の活動支援

- 地域で活動するNPO法人に対し、情報提供などの支援を行うとともに、まちづくりにおける連携の強化や協働に努めます。

## 第3節 住民交流・コミュニティづくり

### 基本的課題（現状と課題）

コミュニティは、住民が互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的に結ばれた集まりであり、住民の基本的な生活の場となるものです。

住民参画と協働のまちづくりを進める上で、コミュニティの役割は極めて重要ですが、近年、少子高齢化の進行や都市化の進展、人々の価値観の多様化などを背景として、地域におけるつながりの希薄化が進んでいます。

このような中で、住民交流の促進や、コミュニティ意識の高揚、コミュニティ活動の活性化が課題となっています。

### 基本方針

住民自治による住みよい地域社会を築くため、住民の交流や意識高揚などを図り、コミュニティ活動の活性化を図ります。

### 施策内容

#### ①住民活動の支援

- 自治会などの自治組織をはじめ、住民委員会、地域のサークルやボランティアなどの活動を支援し、活発なコミュニティ活動が行われる環境づくりを進めます。

#### ②住民交流の促進とコミュニティ意識の高揚

- 住民相互の交流を促進するイベントの開催や情報提供などにより、住民のコミュニティ意識の高揚を図り、地域への愛着や連帯感の醸成を図ります。

#### ③地域の人材育成

- コミュニティ活動の担い手となる人材の発掘や育成を支援し、住民が地域活動に積極的に参加し、その経験や知識を生かすことができる環境づくりを進めます。

## 基本計画

### 第3章 自律・創造・協働

#### 第3節 住民交流・コミュニティづくり

#### 第4節 国際交流

## 第4節 国際交流

### 基本的課題（現状と課題）

国際化が進む中で、さまざまな国の人々が互いの文化や価値観を認め合い、地域で共に生きていく「多文化共生社会」の構築が求められています。

このため、国際交流活動や、国際理解のための教育や啓発などにより、国際化に対応した人づくり、まちづくりを進める必要があります。

### 基本方針

住民主体による国際交流活動を促進するとともに、国際感覚豊かな人材の育成に取り組み、さまざまな国の文化・価値観への理解を深めながら、多文化共生社会の構築をめざします。

### 施策内容

#### ①国際交流活動の促進

- 住民やボランティアなどによる国際交流活動を支援し、相互理解と友好を深める環境づくりを進めます。

#### ②外国人への情報提供の充実

- 外国語表記のホームページやパンフレットなどの作成に努め、外国人への情報提供の充実を図ります。

#### ③国際感覚豊かな人材の育成

- 幼稚園や小・中学校での外国語活動、講座などの生涯学習活動、住民への積極的な情報提供・啓発などを通じて、多様な文化や価値観などへの理解を深め、国際的な視野やコミュニケーション力を備えた人材を育成します。



# 第4章

安全で快適に暮らせる生活基盤の整ったまちづくり

## まちの基盤整備

### 第1節 土地利用

#### 基本的課題（現状と課題）

誰もが住み続けたいくなる安全で快適なまちづくりを推進するため、自然、産業、都市施設、住居などのバランスのとれた適正な土地利用が求められています。

今後は、阪急水無瀬駅とJR島本駅をまちの中心として、自然環境と都市環境の調和を図りながら、定住促進やまちの活性化をめざした総合的かつ計画的な土地利用を進める必要があります。

#### 基本方針

本町のさらなる発展をめざし、自然環境と都市環境が調和した安全で快適なまちづくりを進めるため、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

#### 施策内容

##### ①総合的な土地利用の推進

- 町全体・地域別の土地利用や都市施設のあり方を示し、都市づくりの基本方針となる「島本町都市計画マスタープラン」と整合を図り、総合的かつ計画的なまちづくりを推進します。

##### ②市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更

- 今後の住宅開発や都市基盤整備などの動向を踏まえ、計画的な市街地の形成を図るため、市街化区域\*の区域区分の見直しを検討します。

##### ③用途地域の見直しの検討

- 土地利用の方向性を明確にするとともに、まとまりをもった秩序ある土地利用をめざして、各地域の実情や特性を踏まえ、関係法令・計画との整合を図りながら、用途地域\*の見直しを検討します。

##### ④地籍調査の推進

- 今後のまちづくりを円滑に進めることができるよう、優先して実施すべき地域から、土地の実態を正確に把握するため、地籍調査\*を進めます。

## 第2節 交通体系

### 1 総合的な交通政策

#### 基本的課題（現状と課題）

本町は、交通の利便性が高いベッドタウンとして発展を遂げてきましたが、JR島本駅の開業により、市街地における交通の利便性はさらに向上しています。今後も、歩行者や自転車利用者を中心に、鉄道駅周辺へのアクセスがより便利になるような取り組みが必要です。

バス路線については、阪急水無瀬駅・JR島本駅と若山台を結ぶ路線などが運行されていますが、高齢者の増加や山間部の人口減少などにより、今後の公共交通のニーズの変化に総合的に対応する必要があります。

#### 基本方針

鉄道やバスなどの交通環境の充実を進め、まちの活性化及び住民の生活利便性を高めます。

#### 施策内容

##### ① 駅前の交通利便性の向上

- 短時間利用できる駅前駐車場の設置や、民間駐車場の誘致などを検討します。

##### ② バス交通の充実

- 交通の利便性の向上を図るため、路線整備やバス停の設置など、必要に応じて関係機関に要請します。
- 福祉ふれあいバスのあり方についての検討を行います。



# 4

## 2 道路の整備

### 基本的課題（現状と課題）

町内の都市計画道路は、計画された7路線のうち3路線が完成していますが、それ以外の路線は未着手の状態です。国道171号は交通量が多く、飽和状態となっており、交通安全対策や渋滞解消対策が必要です。府道は、特に西京高槻線において狭い区間が多く、拡幅改良や歩道の設置が望まれています。

また、地域の生活道路では、円滑な交通処理と周辺環境の悪化防止、安全性の確保を図るため、改善が望まれています。

### 基本方針

交通の円滑化によるまちの発展をめざし、計画的な道路の整備・改良に努め、歩行者や自転車にやさしい道路環境づくりを進めます。

### 施策内容

#### ①都市計画道路の整備

- 都市計画道路の未着工路線について見直しを行った後、必要性・実現性のある路線について事業化をめざします。

#### ②国道・府道の整備

- 飽和状態にある国道171号の右折車線の設置や歩道の拡幅、バリアフリー化整備を要請します。
- 府道西京高槻線の拡幅改良や歩道の設置を要請します。

#### ③生活道路の整備

- 歩行者や自転車利用者の安全性に配慮した生活道路の整備を進めます。

#### ④道路機能の維持・向上

- 道路の適切な補修により、道路機能の維持・向上に努めます。
- 橋りょうの長寿命化を計画的に進めます。

#### ⑤「島本水の文化園構想」を踏まえた整備

- 「島本水の文化園構想\*」の趣旨を踏まえ、周辺の景観や自然環境に配慮した整備を推進します。

## 第3節 市街地の整備

### 基本的課題（現状と課題）

阪急水無瀬駅とJR島本駅周辺を中心とした市街地の整備や活性化が期待されています。

現状では、JR島本駅周辺への商業機能の集積は進んでおらず、阪急水無瀬駅周辺の商業地においても駐車場の確保、商店街の活性化などの課題を抱えています。

今後は、中心市街地の整備とともに、既存市街地の活性化に向けた取組みを進めることが重要です。

### 基本方針

「島本町都市計画マスタープラン」との整合を図り、良好な市街地の形成を進めます。

### 施策内容

#### ①中心市街地の整備

- 本町の中心部である阪急水無瀬駅とJR島本駅周辺の商業機能の充実を図り、人々が集う魅力ある中心市街地の形成を促進します。

#### ②既成市街地の整備

- 既成市街地については、地域の実情や住民の意向を踏まえ、道路や公園、下水道などの都市基盤の整備に努めます。



# 4

## 第4節 公園の整備

### 基本的課題（現状と課題）

公園は、人々に潤いとやすらぎを与えるだけでなく、防災面でも大きな役割を担っており、良好な都市環境づくりの重要な要素となっています。

町内には、大規模な公園から地域の身近な公園まで、さまざまな公園がありますが、老朽化した公園や、少子化などにより利用者が少なくなった公園も増えています。

このため、住民ニーズや地域の状況を踏まえながら、整備や維持管理に努め、安全で快適に利用できる公園づくりを進めることが必要です。

### 基本方針

機能の充実や良好な維持管理などにより、子どもたちをはじめ、誰もが安全に安心して利用できる公園づくりを進めます。

### 施策内容

#### (1) 公園の整備・活用

##### ① 水無瀬川緑地公園の多面的な活用

- 水無瀬川緑地公園運営協議会と連携して、スポーツ活動やイベント、防災面などの多面的な活用を促進します。

##### ② 東大寺公園の整備

- 水無瀬川の総合的な整備の一環として、河川改修に合わせ「島本水の文化園構想」の趣旨を踏まえた整備を推進します。

##### ③ 淀川河川公園の整備促進

- 自然環境との調和に配慮しながら、水とのふれあいなど、河川の魅力を生かした、誰もが利用できる公園づくりを促進します。

#### (2) 公園の機能充実と良好な維持管理

##### ① 公園施設の更新・充実

- 誰もが安全に安心して公園を利用できるよう、設備の点検や更新・補修を行うなど、公園の機能の充実を図ります。

##### ② 公園の緑化の推進

- 「島本町緑の基本計画」を踏まえ、公園や緑地のみどりの維持を図るとともに、緑化を進めます。

##### ③ 公園管理ボランティア制度の検討

- 公園管理について、地域の住民と協働して清掃や植物管理などに取り組む制度を検討します。

## 第5節 上下水道の整備

### 基本的課題（現状と課題）

安全かつ良質な地下水の供給と、安定的な水道事業の確立のため、平成10年10月から配水量の1割程度の高度浄水処理水（府営水道）を受水しています。また、現有の深井戸の中には、揚水能力が低下傾向にある井戸もあります。

今後、複数水源（地下水と府営水）の確保とともに、災害など非常時を考慮した水資源の運用を行い、水道施設の更新や耐震化などの拡張事業を推進していかなければなりません。

平成2年に供用開始した下水道については、従来の市街地の面的整備が概ね完成したところ です。今後は、平成17年に市街化区域に編入された地域の面的整備が必要となります。また、市街化調整区域<sup>\*</sup>で住宅が集中する地域における面的整備については、引き続き検討が必要です。さらに、淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線の供用開始に伴い、水無瀬川右岸地区の浸水防止に向けた計画的な取組みが必要となります。

### 基本方針

上水道については、安全な水の供給の確保や、災害時にも安定的な供給を行うための施設水準の向上などを図ります。

下水道については、公共用水域の水質保全に資するため、供用開始区域の拡大を図るとともに、浸水防止、基幹施設の耐震化などを推進します。

### 施策内容

#### (1) 上水道の整備

##### ① 複数水源の確保

- 将来の水需要に適切に対応するため、地下水の確保に努めるとともに、湧水や災害など非常時に備え、複数の水源確保に努めます。
- 地下水の水位などについての監視を継続して実施します。

##### ② 施設整備と維持管理

- 適正な維持管理により、漏水の防止に努めます。
- 水資源の安全かつ安定した供給を図るため、施設の更新や耐震化、管理システムの高度化を計画的に推進します。

##### ③ 経営の合理化

- 水道事業の経営の合理化を進め、適正な

# 4

水道料金の設定に努めるとともに、健全な財政運営と運営基盤の強化を図ります。

## (2) 下水道の整備

### ① 公共下水道の整備

- 都市機能の向上を図るため、計画的な污水対策を進め、市街化区域内における下水道の供用開始区域の拡大を図ります。
- 水無瀬川右岸地区の浸水防止に向けて、淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線の供用開始に合わせて計画的に雨水幹線への接続を行うとともに、既設水路を有効活用して雨水対策を進めます。

### ② 水洗化の推進

- 河川などの水質汚濁の防止を図るため、公共下水道への接続促進、啓発活動の充実を図ります。

### ③ 施設設備の維持管理

- 下水道事業の円滑な推進を図るため、施設の適正な維持管理に努めます。

### ④ 健全な財政運営

- 適正な受益者負担を図るため、下水道使用料の計画的な見直しとともに、公共下水道事業経営健全化計画を策定し、健全な財政運営に努めます。

### ⑤ 施設の耐震化及び長寿命化

- 基幹施設である山崎ポンプ場などの耐震化と長寿命化に向けた取組みを進めます。



## 基本計画

### 第4章 まちの基盤整備

#### 第5節 上下水道の整備

#### 第6節 すべての人にやさしいまちづくり

## 第6節 すべての人にやさしいまちづくり

### 基本的課題（現状と課題）

高齢者や障害者、妊産婦などをはじめ、誰もが安全に移動し、いきいきと活動できるまちの実現が求められています。

このため、「すべての人のためのデザイン」と言われるユニバーサルデザイン\*の考え方を施設やサービスなどに反映し、誰もが豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めていくことが必要です。

### 基本方針

年齢や障害の有無などにかかわらず誰もが利用し、活動できる施設の整備、サービスの提供、社会環境づくりを基本として、すべての人にやさしいまちづくりを推進します。



### 施策内容

#### (1) バリアフリー化の推進

##### ① 道路・公園・建築物のバリアフリー化の推進

- 段差解消や視覚障害者用ブロックの設置など、道路、公園、建築物のバリアフリー化を図ります。

##### ② 乗合バスの低床化の促進

- 路線バスがより早期に低床化車両\*を導入するよう、関係機関へ要請します。

#### (2) サービスの充実と意識の高揚

##### ① 福祉サービスの充実

- 障害者などの円滑な移動や外出を支援するため、移動支援サービスなどの充実に努めます。
- 視覚障害者や聴覚障害者などに対するコミュニケーション支援や情報提供体制の充実を図ります。

##### ② 心のバリアフリーの推進

- まちで困っている人を手伝う、移動や施設利用を妨げるような迷惑行為をしないなど、お互いを思いやり、助け合う環境づくりを進めるため、啓発などにより住民一人ひとりの意識やマナーの向上を図ります。

# 第5章

少子高齢社会に対応し福祉の充実したまちづくり

## 保健・医療・福祉

### 第1節 健康・医療

#### 基本的課題（現状と課題）

食事や運動、飲酒、喫煙などの生活習慣の影響により、生活習慣病（がん・心臓病・脳卒中・糖尿病など）にかかる人が増えています。また、社会の変化に伴い、ストレスを感じる人や心の病を抱える人も増えています。個人の健康への関心も高まっており、健康・医療に対するニーズはますます増大しています。

このため、一人ひとりの健康に関する意識を高めるとともに、保健サービスの充実により、生活習慣の改善や、疾病の予防・早期発見に取り組み、住民の健康寿命の延伸を図ることが重要です。さらに、地域の医療体制の整備・充実に努めるとともに、感染症や食中毒など、住民の健康を脅かすさまざまな課題に対応していくことが求められています。

#### 基本方針

住民主体の健康づくりを支援するとともに、予防・早期発見を重視した保健サービスの充実を図ります。

また、住民の誰もが安心して医療を受けられるよう、関係機関との連携により地域の医療体制の整備を進めるとともに、感染症など住民の健康を脅かす課題への適切な対応に努めます。

#### 施策内容

#### (1) 健康づくりの推進

##### ① 住民主体の健康づくりの推進

- 生活習慣の改善や、健康の保持・増進など、住民が主体となった健康づくり活動を支援します。
- 住民の健康に関する意識を高めるため、健康教育や啓発、情報提供の充実を図ります。

##### ② 食育の推進

- 食を通じて、子どもたちが健やかに成長し、豊かな人間性を育むことができるよう、保健・保育・教育の各部門が連携し、食育を推進するための総合的な体制づくりを進めます。
- 生活習慣病予防などを目的として、成人を対象に、相談や健診・保健指導、講座などを通じて、食生活に対する正しい知識の普及・啓発を図ります。

##### ③ 心の健康づくり

- 心の病や心の健康に対する正しい理解を促進するため、啓発や情報提供を行います。
- 保健所などの関係機関と連携し、相談支援体制の強化を図ります。

## (2) 保健サービスの充実

### ① 健診・保健指導の充実

- 特定健診やがん検診など、生活習慣病などの予防・早期発見を重視した健診を実施するとともに、健診を受診しやすい体制整備を図り、受診率の向上に努めます。
- 健診結果を活用した適切な保健指導を行います。

### ② 健康教育・健康相談の充実

- 健康に対する正しい知識の普及や啓発を図ります。
- 身近な地域で気軽に健康相談が受けられるよう、相談体制の充実を図ります。

## (3) 医療体制の充実

### ① 地域の医療体制の整備

- ライフステージや疾病の程度に応じた適切な医療を受けられるよう、保健所や医療機関などと連携しながら、さらなる医療体制の整備・充実を図ります。
- 近隣自治体との連携を図りながら、高槻島本夜間休日応急診療所や、三島救命救急センターなどの運営支援により、救急医療体制の整備を推進します。

### ② 保健・医療・福祉の連携

- 保健・医療・福祉の各関係機関や事業所などとの連携により、日常の健康づくりから、疾病の早期発見・早期治療、リハビリテーション、在宅生活の支援などに至る総合的な支援体制の構築に努めます。

### ③ 感染症などへの対策の充実

- 感染症対策の充実を図るため、予防接種の接種率向上や、予防のための適切な情報提供・啓発に努めるとともに、感染症の発生・流行に備えたさらなる体制整備を進めます。
- 食中毒など住民の健康を脅かすさまざまな事態に備え、保健所など関係機関との連携強化、情報収集などを進め、健康被害発生の予防、早期発見、拡大防止に努めます。



## 第2節 社会保障

### 基本的課題（現状と課題）

経済・雇用情勢の悪化などにより、生活に困る人や将来に不安をもつ人が増えており、社会のセーフティネット\*機能として、医療保険・年金・生活保護などの社会保障制度の充実が求められています。

医療保険制度は、高齢者の増加や医療の高度化などに伴い医療費が増加しており、厳しい財政状況にあります。このため、被保険者の健康づくりを促進するとともに、保険料の徴収率の向上、医療費の適正化に努めていく必要があります。

また、医療費の助成、年金制度の普及・啓発、生活保護の適正な運用などに努め、住民の生活安定や自立の促進を図ることが重要です。

### 基本方針

住民が安心して暮らせるよう、社会保障制度の啓発や相談、サービスの充実を図るとともに、関係機関への要望などにより、制度の維持・安定化に努めます。

### 施策内容

#### ①医療保険制度の安定した運用

- 国民健康保険制度などの周知、相談の充実、保険料の徴収率向上などに努め、適切で安定した運用を図ります。
- 被保険者を対象とした各種保健事業を推進し、健康の増進と医療費の適正化を図ります。

#### ②医療助成制度の推進

- 住民の健康保持と福祉増進を図るため、国や大阪府の制度との連携や整合を図りながら、乳幼児や高齢者、障害者、ひとり親家庭などに対して、適切な医療費の助成を行います。

#### ③国民年金制度の普及・啓発

- 国民年金制度の啓発・広報活動や相談事業を推進し、加入の促進を図ります。

#### ④低所得者支援の推進

- 生活保護制度の趣旨に基づき、適切な相談支援体制の構築を図るとともに、被保護世帯の生活状況の把握に努め、世帯が抱える問題などを的確に把握し、自立の援助に取り組みます。
- 生活保護に至らない生活困窮者に対し、相談や各種制度の情報提供などに努めます。

## 第3節 地域福祉

### 基本的課題（現状と課題）

住民のライフスタイルや価値観、ニーズが多様化・複雑化する一方で、地域におけるさまざまな福祉・生活課題には、公的サービスだけで解決できないものもあり、地域でともに助け合い、支え合う「地域福祉」の重要性が高まっています。

このような中、地域社会において、誰もが尊重され、いきいきとした生活を送れるよう、住民や関係機関・団体、行政などがそれぞれの役割の中で互いに連携し、「自助」、「共助」、「公助」のバランスのとれた仕組みを構築していくことが必要です。

### 基本方針

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住民や関係機関の連携と協働のもと、地域で共に助け合い、支え合う地域福祉活動を推進します。

### 施策内容

#### ①地域福祉計画の推進

- 「島本町地域福祉計画」を踏まえ、誰もが自分たちの住む地域でいきいきとした生活を送れるよう、地域福祉を総合的かつ計画的に推進します。

#### ②相談・情報提供体制の強化

- 地域における課題を把握し、適切な対応を行うため、役場窓口での相談支援体制を充実するとともに、コミュニティソーシャルワーカー\*の配置など住民が身近なところで気軽に相談できる体制や、緊急時に相談できる体制の整備を進めます。
- 誰もが適切な福祉サービス・制度を利用できるよう、積極的な情報提供を行います。

#### ③地域福祉のネットワークづくり

- 地域住民や関係機関・団体などによる地域福祉ネットワークの構築を推進し、小地域ネットワークや民生委員児童委員などの活動を基盤とした地域福祉活動の充実を図ります。
- コミュニティやボランティア、NPOなどが行う地域福祉活動を支援するとともに、地域福祉を担う人材や団体の育成に努めます。

#### ④福祉ボランティア活動の促進

- 社会福祉協議会ボランティアセンターと連携し、手話・朗読・介助など、さまざまな福祉ボランティア活動の促進を図ります。
- ボランティアセンターのコーディネート機能や情報収集・提供体制の充実・強化を図ります。
- 人材の育成や、啓発によるボランティア活動への参加意識の高揚を図ります。

#### ⑤権利擁護事業の推進

- 意思能力や身体能力が低下した人が地域で安心して生活できるよう、社会福祉協議会などと連携し、成年後見制度<sup>※</sup>の利用支援、福祉サービス利用や金銭管理などの援助を行う権利擁護事業の充実を図ります。

#### ⑥福祉に関する意識の高揚

- 福祉についての住民意識の高揚を図り、地域福祉活動への参加・協力を促進するため、広報紙やホームページ、イベントなどを通じた情報提供や啓発、学校や生涯学習活動における福祉教育の充実に努めます。



## 第4節 子育て支援

### 1 子育て支援の充実

#### 基本的課題（現状と課題）

少子化や核家族化の進行、都市化の進展などを背景として、地域のつながりの希薄化や、子育て家庭の孤立化など、子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。また、子どもの安全を脅かす犯罪や虐待などが深刻な社会問題となっています。

出産・子育ての不安や負担を軽減し、次代を担う子どもを安心して生み育てていくことができるよう、子育て支援・保育サービスの充実とともに、地域全体で子どもを守り育てていく環境を整備していくことが必要です。

#### 基本方針

安心して子どもを生み育てる環境づくりを進めるため、関係機関や団体、保健・福祉・教育分野との連携を強め、総合的な子育て支援施策を推進します。

#### 施策内容

### (1) 総合的な子育て支援の充実

#### ① 次世代育成支援対策の推進

- 次世代育成支援対策推進法などに基づき、子育て環境の整備や、サービスの充

実などの施策を総合的かつ計画的に推進します。

#### ② 地域における子育て支援の充実

- 在宅子育て家庭を対象として、保育所・幼稚園・地域子育て支援センター\*・つどいの広場などの子育て支援拠点を中心に、園庭開放や教室・講座などを開催します。
- 子育て支援拠点を中心に、子育てサークルやボランティアの活動を支援し、保護者同士の交流や情報交換を促進します。

#### ③ 子育て相談・情報提供体制の充実

- 子育ての悩みや不安の解消を図るため、各機関で実施する子育て相談窓口の充実と連携強化を図ります。
- 広報紙やホームページなどを活用して、子育て・保育に関する情報の提供を行います。

#### ④ 母子保健事業の充実

- 安全・安心な妊娠と出産を支援するため、妊婦健康診査の費用助成、両親教室（パパママクラス）\*などを実施します。
- 乳幼児健診、育児相談・訪問指導などの充実を図ります。

## ⑤仕事と子育ての両立支援

- 男性の家事・育児参加など男女共同参画の推進や、事業者や労働者への啓発、保護者の就労形態に応じた多様な保育サービスの充実など、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりに取り組めます。

## (2) 子どもの権利擁護と安全確保

### ①児童虐待防止対策の推進

- 児童虐待の予防・早期発見に努め、迅速かつ適切に対応するため、島本町要保護児童対策地域協議会を中心として関係機関との連携を強化し、啓発や相談支援の充実を図ります。

### ②子どもの安全を守る取組みの推進

- 地域住民や関係団体・ボランティアなどと協働して、パトロールや見守り活動、不審者情報の共有、危険箇所の把握など、子どもを犯罪や事故などの被害から守る取組みを推進します。



## 2 保育サービスの充実

### 基本的課題（現状と課題）

保育所は、開所後、長年経過しており、中・長期的に改修計画の検討を行うとともに、保育ニーズの増大や多様化への対応が必要です。また、学童保育室の整備・充実も求められています。

### 基本方針

保育ニーズの増大や多様化に対応できるよう、子育て支援の拠点となる保育所の整備や機能強化とともに、学童保育室の整備・充実を図ります。

### 施策内容

#### ①保育所の整備・機能強化

- 町立保育所の計画的な改修と耐震化に努めます。
- 保育ニーズの増大や多様化への対応を図るため、民間活力の導入などにより、地域の子育て拠点としての機能強化や、特色ある保育の実施などサービスの向上に努めます。

#### ②多様な保育サービスの推進

- 多様化する保護者のニーズに対応し、子育て家庭を支援するため、延長保育、一時保育、休日保育、障害児保育などの充実を図るとともに、病後児保育の実施を検討します。

#### ③学童保育の充実

- 各小学校に設置している学童保育室の施設の充実や、サービスの向上を図ります。



## 3 ひとり親家庭の支援

### 基本的課題（現状と課題）

子育てや心身の健康についての悩みとともに、経済的な不安のあるひとり親家庭に対し、子育て・生活・就労の支援を展開するための相談・支援体制や情報提供体制の構築が求められています。

### 基本方針

ひとり親家庭の経済的な自立と生活の安定をめざし、相談や生活支援、就労支援などの充実を図ります。

### 施策内容

#### ①母子家庭等自立促進計画の推進

- 関係機関や団体などの連携強化を図り、「島本町母子家庭等自立促進計画」を踏まえ、各種施策を推進します。
- サービスや制度の積極的な情報提供を行います。

#### ②相談支援体制の強化

- 母子自立支援員を中心として、離婚前相談も含め、ひとり親家庭の育児・生活・就労など、自立に向けての総合的な相談体制の強化を図るとともに、就労支援機関などの関係機関との連携に努めます。

#### ③生活支援・自立支援制度の拡充

- 福祉資金の貸付け、日常生活支援員の派遣、就労支援など、各家庭の状況に応じた支援策の充実を図り、生活の安定と自立の促進に努めます。

## 第5節 高齢者支援

### 1 総合的な高齢者支援

#### 基本的課題（現状と課題）

わが国では高齢化が急速に進行し、本町においても高齢化率及び高齢者人口は増加を続けています。これに伴い、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症高齢者も増加しています。また、高齢者と地域とのかわりが希薄になり、閉じこもりなどの問題も起こっています。

このような中、個々の状況に応じた高齢者福祉の充実を図るとともに、地域で高齢者やその家族を支える環境づくりが必要です。また、高齢者の権利を擁護し、安全を守る体制の整備など、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、各種施策の充実が求められています。

#### 基本方針

高齢者が安心して地域で住み続けられるよう、「島本町保健福祉計画」を踏まえ、高齢者や家族への支援の充実を図ります。

#### 施策内容

##### ①総合的な保健福祉サービスの充実

- 在宅高齢者、特にひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者などが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住民の多様なニーズに即した総合的な保健福祉サービスの充実を図ります。

##### ②相談・情報提供体制の充実

- 地域包括支援センター\*を中心として、高齢者・家族などに対する総合的な相談支援の充実を図ります。
- 広報紙やホームページをはじめとする各媒体を幅広く活用し、サービス利用や健康づくりなどについての情報提供を行います。
- 地域の身近な相談窓口として、民生委員児童委員やボランティアとの連携強化を図ります。

##### ③高齢者の権利擁護と安全確保

- 成年後見制度や虐待防止への取り組みなど、高齢者の財産や権利を守り、安全を確保するための体制整備に努めます。
- 孤独死・孤立死の防止に向け、地域における見守り体制を強化します。

## 2 介護保険事業の適正な運営

### 基本的課題（現状と課題）

高齢者人口の増加に伴い、今後、介護保険サービスの利用者がさらに増加することが予想されます。

介護サービス量が増加する中、サービスの質の確保・向上を図り、介護予防や在宅でのサービスに重点を置いた制度運営に努める必要があります。

### 基本方針

利用者本位のサービス提供をめざし、相談・情報提供の充実や、サービスの質の確保・向上への取組みを進めます。

また、保険制度の周知や健全化に努め、計画的かつ適正な運営を推進します。

### 施策内容

#### ①介護保険事業計画の推進

- 介護保険事業の実績と利用者のニーズなどの実態を十分踏まえ、利用者が安定したサービスを受けられるよう、「島本町介護保険事業計画」を推進します。

#### ②介護保険事業運営の健全化

- 介護保険制度への理解を深め、介護保険料の適正な賦課・徴収をはじめ、公平・公正な要介護認定や、給付の適正化による保険制度の健全化を図り、効率的な事業運営に努めます。

#### ③介護保険サービスの充実

- 在宅でのサービスに重点を置くとともに、サービスの質の確保・向上に努めます。
- 施設サービスについては、広域的な利用実態を踏まえる必要があることから、三島圏域や大阪府全体の施設整備計画との調整を図りながら、施設整備の充実に努めます。

### 3 介護予防と地域ケア体制の推進

#### 基本的課題（現状と課題）

平成18年から介護予防を重視する新たな予防給付事業がスタートし、その中心的な役割を担う地域包括支援センターを設置しました。

今後、ますます高齢化が進む中で、住民主体による健康づくりを促進するとともに、健康寿命の延伸を目的とした予防事業の推進に重点を置く必要があります。

また、社会を支える重要な構成員として、高齢者が積極的に地域社会に参加し、活動できるよう、生涯学習活動やボランティア活動への支援、働く機会の提供などの施策の充実が必要です。

#### 基本方針

すべての人が明るく活力のある生活を送れるよう、健康づくり・介護予防事業を推進するとともに、保健・医療・福祉などの関係機関や地域が一体となって高齢者を支える「地域ケア体制<sup>\*</sup>」の構築に努めます。

また、生活機能の低下を招かないよう、スポーツ・レクリエーション事業や社会活動への参加機会の充実を図るなど、生きがい対策事業を推進します。

#### 施策内容

##### (1) 予防と地域ケア体制の推進

###### ① 地域包括支援センター事業の円滑な運営

- 介護予防の中心的な機関として、介護予防マネジメント<sup>\*</sup>や、総合相談支援、高齢者の権利擁護など、地域包括支援センター事業の円滑な運営に努め、高齢者や家族への総合的な支援の充実を図ります。

###### ② 介護予防事業の推進

- 町内全域で実施している「いきいき百歳体操<sup>\*</sup>」及び「かみかみ百歳体操<sup>\*</sup>」の充実を図ります。
- 介護予防に関する知識の普及啓発など、介護予防事業を推進します。

###### ③ 地域ケア体制の充実

- 地域包括支援センターを中心に、保健・医療・福祉の各分野の連携を強化し、高齢者それぞれの状態に応じて、予防から介護・リハビリテーションまでの一貫した支援が行えるよう、ケア体制を推進します。

###### ④ 高齢者の健康づくりの促進

- 健診結果を活用した健康相談・訪問指導の充実を図ります。
- 住民主体の健康づくり運動の支援、生活習慣改善の啓発などにより、寝たきりや認知症などの予防に努めます。

## (2) 社会参加と生きがいのづくりの促進

### ① 高齢者の社会参加の促進

- 高齢者が豊かな経験や技能を生かし、生きがいをもちながら地域活動に取り組むことができるよう、スポーツや学習機会の提供に努めるとともに、年長者クラブ活動やボランティア活動を支援します。
- シルバー人材センター\*への支援により、就業機会の提供を図ります。

### ② 年長者福祉センター利用の促進

- ふれあいセンター 2階の年長者福祉センターの円滑な運営に努め、交流・健康増進・学習・レクリエーションなどの場所と機会を提供します。
- 多様化する利用者ニーズに対応できるよう、事業内容を工夫し、施設利用を促進します。



## 第6節 障害者支援

### 1 障害者福祉の充実

#### 基本的課題（現状と課題）

障害者に対する福祉サービスについては、平成15年度から支援費制度が開始され、多くのサービスが利用できるようになるなど障害者の地域生活を支援する役割を果たしてきました。

しかし、サービスの利用者が急増する中で、費用負担や公平なサービス提供などの点で制度上の課題があることから、平成18年度に障害者自立支援法が施行され、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、サービス提供主体を市町村に一元化していく仕組みが始まりました。

本町では、障害者が身近なところでサービスを利用できるよう取組みを進めていますが、今後も引き続き、障害者一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスの提供を行っていく必要があります。

#### 基本方針

障害者一人ひとりの状況やニーズを的確に把握し、障害者福祉の充実を図るため、各種施策を推進します。

#### 施策内容

#### (1) 施策の推進・支援体制の充実

##### ① 総合的な障害者施策の推進

- 障害者施策推進協議会を中心として、関係機関・団体などとの連携強化を図り、「島本町障害者計画」などを踏まえた施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 各種サービスや制度の積極的かつ効果的な情報発信・情報提供を行います。

##### ② 相談支援体制の充実

- 障害者ケアマネジメント\*の理念を取り入れ、相談支援事業所を中心として、生活や就労など、自立支援に向けての相談支援体制を強化し、関係機関とのネットワークの構築に努めます。

##### ③ 療育支援体制の充実

- 障害のある子どもに対し、保育所や学校などと連携を図り、療育や保育、教育に関する相談・助言を行うとともに、福祉サービスの利用を支援する体制の充実を図ります。
- LD（学習障害）\*やADHD（注意欠陥・多動性障害）\*などの発達障害のある人に対しては、早期発見と乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の構築に努めます。

## (2) 自立への支援と社会参加の促進

### ① 障害福祉サービスの拡充

- 障害者の地域生活を支援するため、利用者の状況やニーズに対応した、訓練や自立支援、地域生活の支援を目的としたサービスの確保や、提供体制の充実を図ります。
- 難病患者に対する福祉サービスの推進に努めます。

### ② 社会参加の促進

- 手話通訳者設置・派遣事業などのコミュニケーション支援の充実を図ります。
- 外出支援サービスなどが利用しやすい体制整備を進めます。
- 交流や文化・スポーツなど、障害者や家族による活動の支援に努めます。

### ③ 障害者の就労・雇用支援の充実

- 障害者の就労に対する理解を深めるため、事業者などに対し啓発活動を行うとともに、就労支援・職場定着施策を推進します。
- 個々の状況に応じた的確な就労支援を行うため、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関とのネットワークの構築に努めます。

## 2 基盤整備の推進

### 基本的課題（現状と課題）

障害者が地域で自立して暮らし、いきいきと活動するためには、その基盤となる生活・活動の場の確保が重要となります。

このため、町立やまぶき園をはじめ各種サービス提供基盤の整備・充実を図っていく必要があります。

### 基本方針

障害者の日中活動・社会活動の場の充実や、地域生活の拠点となるケアホームなどの整備促進に努めます。また、町立やまぶき園のサービス機能の強化・充実を図ります。

### 施策内容

#### ①生活・活動の場の確保

- 日中活動や社会活動の場として大きな役割を担う事業所、福祉作業所などの活動や運営に対する支援の拡充に努めます。
- 地域生活の拠点となるケアホーム・グループホーム\*の整備促進に努めます。

#### ②町立やまぶき園の機能強化と拡充

- 施設の改修や建替えなどについての検討を進めます。
- 利用状況やニーズなどを踏まえ、町立施設としての役割を果たすべく、サービス機能の強化・充実を図ります。



## 第6章

## 教育・生涯学習

## 第1節 生涯学習

## 1 推進体制の充実

## 基本的課題（現状と課題）

住民一人ひとりの心豊かな生活の実現と、地域の活性化のため、住民が生涯にわたって学び、その成果を地域などで発揮できる「生涯学習社会」の構築が求められています。

そのためには、生涯学習施策を総合的に推進する体制の充実が必要です。

## 基本方針

住民や団体との連携・協働などにより、生涯学習施策の推進体制の充実を図ります。

## 施策内容

## ①総合的な生涯学習の推進

- 「島本町生涯学習推進計画」を踏まえ、各種施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 利用状況や住民ニーズ、コストや効果などの把握・分析により、効率的かつ効果的な事業運営に努めます。

## ②住民や団体などとの連携・協働

- 多様化する学習ニーズに対応するため、住民やボランティア、NPO、学校などとの連携・協働により、生涯学習事業の充実を図ります。
- 生涯学習活動に取り組む団体やボランティアなどの育成と活動支援に努めます。

## ③情報提供の充実

- 町が実施する事業をはじめ、地域や民間で開催されるさまざまなイベントや教室、サークル活動など、生涯学習情報の収集・提供体制の充実を図ります。

## ④人材の育成

- 地域における人材の発掘と活用を図り、さまざまな分野において、学習の指導や支援を行うボランティアを育成します。
- 生涯学習活動の経験者が、その成果を指導や地域活動に生かすことができる環境づくりを進めます。

## 2 学習環境・学習機会の充実

### 基本的課題（現状と課題）

多様化する住民の学習ニーズに対応し、「いつでも」「どこでも」「だれでも」幅広く学び続けられる生涯学習の提供が求められています。

そのためには、生涯学習施設などの「学ぶ環境」と、教室や講座などの「学ぶ機会」のさらなる充実が必要です。

### 基本方針

誰もが生涯にわたって学び続けられるよう、学習環境と学習機会の充実を図ります。



### 施策内容

#### ①生涯学習環境の充実

- ふれあいセンターをはじめ、歴史文化資料館・人権文化センターなどの生涯学習施設で学びやすい環境づくりを進めます。
- 学校施設の活用や、近隣自治体や民間の施設などとの連携に努めます。

#### ②生涯学習機会の充実

- 住民ニーズや社会的な課題に対応した教室・講座などを開催し、さまざまな年代が参加できる多様な学習機会の充実を図ります。

#### ③図書館サービスの充実

- 町立図書館のさらなるサービス向上と資料の充実を図ります。
- 関係機関やボランティアなどと連携し、イベント、絵本の読み聞かせなどを実施し、図書館利用や子どもの読書活動の促進を図ります。

# 6

## 第2節 学校教育

### 1 幼児教育

#### 基本的課題（現状と課題）

少子化や核家族化の進行は、幼児や子育て家庭を取り巻く環境に大きな影響を与えています。

家族や地域社会において幼児同士の集団遊び、自然や他の人々とのふれあいはじめとする直接体験など、幼児期の大切な学習の機会や場が少なくなっており、幼稚園教育の果たす役割はますます重要となっています。

#### 基本方針

子育てのニーズに対応した、特色ある教育づくりを進めるため、施設の整備・充実を図るとともに、幼保一元化<sup>\*</sup>に向けた取組みを進めます。また、幼児期における心の教育の充実を図るため、推進体制の強化に努めます。

さらに、幼稚園と小学校の学びの連続性を踏まえた教育の充実を図るとともに、小学校への円滑な移行を図ることをめざし、小学校との連携を深めます。

#### 施策内容

##### ① 幼稚園教育の充実

- 豊かな人間性を育み、心身ともに調和のとれた人間として成長するための基礎を培うため、幼稚園教育要領に基づいて、教育内容を充実させるとともに、指導方法の工夫・改善を行います。
- 保育所との連携を強化するとともに、小学校との連続性のある教育を進めます。

##### ② 幼稚園施設の充実

- 幼稚園施設の整備・充実を図るとともに、耐震化を計画的に推進します。

##### ③ 子育て支援の充実

- 家庭や地域と連携を図り、子育て相談や園庭開放、情報提供などの充実により、地域に開かれた幼稚園づくりを推進します。
- 多様な子育てのニーズに対応し、幼保一元化の実現に向けた取組みを進めます。

## 2 義務教育

### 基本的課題（現状と課題）

新学習指導要領\*を踏まえ、義務教育9年間を通じて創意工夫による特色ある教育の中で「生きる力」を育み、基礎・基本の確実な定着と個性を生かす教育活動を推進する必要があります。

また、社会の一員として生きるための社会性、道徳性を培い、豊かな人間性を育むため、学校・家庭・地域社会の連携を密にし、総合的な教育環境を構築することが必要です。

### 基本方針

確かな学力の定着と豊かな人間性を育むため、小中一貫教育\*を推進するとともに、特色ある学校づくりを進めます。また、国語力の育成をはじめ、外国語を活用した異文化理解やコミュニケーション力を高める教育など、多様な教育の充実を図ります。

### 施策内容

#### (1) 教育環境の整備

##### ① 学校施設の充実

- 学校施設の老朽化などに対応し、施設の適切な維持管理・充実を図ります。
- 学校施設の耐震化を計画的に推進します。

- 学校施設の地域活動などへの活用を進めます。

##### ② 学校運営体制の確立

- 保護者・住民から信頼される学校づくりが推進できるよう、学校の自主性・自律性の確立と学校運営の透明性・機動性の確保に努めます。
- 創意工夫による特色ある学校づくりを進める中で、小・中学校の交流はもとより、小中9年間を見通した小中一貫教育を推進します。

##### ③ 安全な学校づくり

- 地域住民やボランティアなどと連携し、学校の防犯体制の強化や、通学路・校区内の危険箇所の把握と改善を行います。
- 交通安全教育や防災訓練などにより、子どもたちの安全確保を図ります。

#### (2) 教育体制などの充実

##### ① 学力の向上・充実

- 少人数授業などにより、各教科の基礎・基本の確実な定着に努めます。
- 小中一貫教育や読書活動の推進などの取組みを通じて、これからの社会で生きる力を培い、知識の習得だけでなく、活用する力の育成を図ります。

# 6

## ②教職員の資質の向上

- 社会の激しい変化や子どもたちの変容、家庭のニーズの多様化に対応できる実践的な指導力の向上を図るため、研修を充実させ、特に初任者を含む若手教員の資質の向上に努めます。

## ③心の教育の充実

- 各学校において、一人ひとりに「生きる力」や豊かな人間性を育成するため、道徳教育や教育相談機能の充実など、心を豊かにする取組みを推進します。
- 不登校、いじめ、非行問題などに対応するため、各学校及び教育センターにおける教育相談の充実を図り、適応指導や関係機関との連携に努めます。

## ④人権教育の充実

- 人権教育などに関する基本方針を踏まえ、児童・生徒一人ひとりが豊かな人間関係をつくり、自己肯定感<sup>\*</sup>を育み、自他を尊重する生き方を学ぶ人権教育を推進します。

## ⑤体力・健康づくりの推進

- 地域や家庭との連携により、スポーツ活動の充実、食育<sup>\*</sup>の推進、規則正しい生活習慣の定着などに努め、生涯を通じて活力ある生活を送るための体力・健康づくりを進めます。

## ⑥支援教育の充実

- 発達に関する相談や、障害の種別に対応した学級の設置など、個に応じた支援教育を推進します。
- ノーマライゼーション<sup>\*</sup>の理念に基づき、保護者・地域・関連機関が連携して教育内容の充実と環境づくりを図ります。

## ⑦時代に対応した教育の充実

- 国際化の進展に対応し、外国語活動により異なる文化への理解やコミュニケーション力を育みます。
- 情報を活用する力とモラルを身につけるため、情報教育を推進します。
- 自然を通して環境問題について学ぶ環境教育の充実を図ります。

## ⑧キャリア教育の充実

- 職場体験をはじめ、地域で働く人々との交流などにより、児童・生徒が将来の生き方について考え、自らの進路を選択・決定する能力を身につけるよう、キャリア教育<sup>\*</sup>の充実を図ります。

### 3 地域・家庭との連携

#### 基本的課題（現状と課題）

地域のつながりの希薄化や、少子化・核家族化などにより、地域や家庭の「教育力」の低下が懸念されています。一方、住民の中に「地域の学校」という意識が高まりつつあります。

このため、地域・家庭・ボランティアなどと連携し、学校を核とした地域での教育活動の活性化や、家庭での教育・学習の支援に努め、子どもたちを家庭で育み、地域で見守る環境づくりに取り組むことが求められています。

#### 基本方針

地域・家庭・ボランティアなどと連携を図り、地域や家庭の教育力の向上を図ります。

#### 施策内容

##### ①地域との連携・協働

- 保護者をはじめ、地域の団体やボランティアが企画・運営・指導などを行うイベントや教室などの活動を支援し、学校を核として、地域社会の中で子どもを育む教育コミュニティの形成を促進します。

##### ②家庭教育の充実

- 家庭における保護者などの教育力の向上のため、子育てに関する教室や講座等を開催するとともに、相談体制の充実を図ります。
- 児童・生徒の「自学・自習力」を高めるための放課後学習支援などの取組みを推進します。



# 6

## 第3節 青少年の健全育成

### 基本的課題（現状と課題）

社会環境の変化に伴い、青少年の非行の深刻化や規範意識の低下などが問題となっています。

次代を担う青少年の健全育成は、地域社会を構成するすべての人の願いです。青少年が社会性や豊かな人間性を育み、いきいきと活動できるよう、地域ぐるみで取り組むことが求められています。

そのため、青少年の人格や権利を尊重し、その自主的な活動の促進を図るとともに、家庭・学校・地域・行政が一体となって、青少年が健やかに育つ地域環境づくりを進めることが重要です。

### 基本方針

青少年が個性や能力を発揮し、健やかに成長し、自立していけるよう、地域ぐるみで青少年健全育成のための取組みを推進します。

### 施策内容

#### ①青少年健全育成計画の推進

- 「島本町青少年健全育成計画」を踏まえ、関係機関・団体などと連携しながら、青少年が健やかに育つための施策を総合的かつ計画的に推進します。

#### ②環境づくりの推進

- 関係機関・団体などと連携して、非行や薬物乱用の防止などに向けた啓発・情報提供に努めるとともに、地域でのパトロールや見守り活動などにより、青少年が健やかに育つ地域環境づくりを進めます。

#### ③青少年活動の充実

- 青少年団体の育成や、リーダーの養成に取り組みます。
- 青少年が主体となって行うイベントなどの活動を支援します。
- 青少年の学習や活動の場の充実に努め、野外活動や地域活動などさまざまな交流・体験機会を通じて、社会性や人権意識の醸成を図ります。

## 基本計画

### 第6章 教育・生涯学習

#### 第3節 青少年の健全育成

#### 第4節 スポーツ・レクリエーション

## 第4節 スポーツ・レクリエーション

### 1 生涯スポーツの推進

#### 基本的課題（現状と課題）

住民一人ひとりの健康・体力づくり、生きがいづくりとともに、交流による豊かな人間関係の構築や、地域の連帯感の醸成など、スポーツ活動は地域社会において重要な役割を果たしています。

このため、スポーツ・レクリエーション活動の振興を図り、より多くの住民が、生涯にわたってスポーツを楽しむ環境づくりに取り組むことが必要です。

#### 基本方針

「いつでも、どこでも、だれでも」を基本に、関係団体と連携しながら、さまざまな年代やニーズに応じて、住民が気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりを進めます。



#### 施策内容

#### ①スポーツ・レクリエーション活動の推進

- 関係団体と連携し、各種大会や教室・講座など、住民がスポーツ・レクリエーション活動に参加する機会の充実を図ります。
- 年代や体力にかかわらず気軽に楽しめるニュースポーツの普及を図ります。
- 健康保持や体力づくりのための啓発・情報提供に努めます。

#### ②障害者スポーツの推進

- 障害者を対象とした島本町ふれあいスポーツ教室及び大会を開催します。
- 全国・大阪府大会への参加支援や、自主的なサークル活動などの育成・支援に努めます。

#### ③スポーツ団体の育成と指導者の養成

- 各種スポーツ団体の育成や活動支援、連携強化に努めます。
- スポーツ指導者の養成や確保を支援します。

#### ④総合型地域スポーツクラブの支援

- 住民が主体となって運営し、誰もが気軽に多様なスポーツ活動を楽しむことができる「総合型地域スポーツクラブ※」の活動支援に努めます。

# 6

## 2 施設の充実

### 基本的課題（現状と課題）

多様な住民ニーズに対応し、スポーツ・レクリエーション活動の振興を図るため、住民が気軽に活動する場の充実が求められています。

このため、町立体育館など既存施設の設備やサービスの充実に努めるとともに、学校や民間の施設などのさらなる活用を図ることが必要です。

### 基本方針

既存施設の維持管理と充実に努めながら、さらなる有効活用を進め、住民がスポーツ・レクリエーション活動を楽しむ場の確保を図ります。



### 施策内容

#### ①町立体育館の運営

- 住民のスポーツ活動の拠点として、町立体育館の効率的な運営とサービス向上、教室・講座などの充実を図ります。

#### ②町立プールの運営

- 町立プールの老朽化に対応し、適切な維持管理に努めます。
- 学校施設の活用など、幅広い運営方法について検討を進めます。

#### ③スポーツ活動の場の確保

- 地域におけるスポーツ活動の場として、東大寺公園テニスコートの整備・充実に努めるとともに、水無瀬川緑地公園や、小・中学校の体育施設、民間施設などの活用を進めます。

#### ④町立キャンプ場の運営

- 青少年などが、自然の中で集団生活やレクリエーション活動を体験する施設として、設備を充実するとともに、幅広い世代による利用促進に努めます。

## 基本計画

### 第6章 教育・生涯学習

#### 第4節 スポーツ・レクリエーション

#### 第5節 歴史・文化・芸術

## 第5節 歴史・文化・芸術

### 基本的課題（現状と課題）

長い歴史の中で伝えられてきた歴史文化遺産は、住民の貴重な財産であり、これらを大切に保存・活用し、次の世代に伝えていくことは、現代に生きる我々の責務です。

また、心の豊かさを求めて、人々の文化や芸術に対する関心が高まっており、住民が文化・芸術に親しむ環境づくりが求められています。

このため、歴史文化遺産の保存と活用や、文化・芸術活動の振興により、住民の郷土への理解や愛着を高め、心豊かな地域社会を築いていくことが必要です。

### 基本方針

歴史文化遺産の保存と活用に努めるとともに、文化・芸術活動の振興を図り、郷土の歴史と文化を生かしたまちづくりを推進します。

### 施策内容

#### (1) 歴史文化遺産の保存と活用

##### ① 歴史文化資料館の充実

- 町立歴史文化資料館の展示内容の充実とともに、調査研究機能、情報発信機能の向上を図ります。
- 地域や学校などと連携し、啓発・学習活動、イベント開催などの取組みを進めるとともに、地域活動への活用に努めます。

##### ② 調査・研究活動の充実

- 埋蔵文化財の発掘調査をはじめ、町内の歴史・民俗資料などの調査・研究活動を推進します。
- 大学などの研究機関や、地域の研究者などとの連携・協働に努めます。

##### ③ 文化財の保護

- 「島本町文化財保護条例」に基づき、町内の重要な歴史文化遺産の文化財指定を進めるとともに、関係機関と連携して文化財の保存と活用を推進します。

##### ④ 歴史文化遺産を活用した地域づくり

- 郷土の歴史や、文化財、伝統行事などの紹介や案内に努めます。
- 歴史文化遺産をまちづくりのための資源として活用します。

# 6

## (2) 文化・芸術の振興

### ①文化・芸術活動の振興

- 住民の積極的な文化・芸術活動の振興を図るため、団体・サークルの育成や活動支援に努めます。

### ②文化創造のための環境づくり

- ふれあいセンターをはじめ各公共施設の活用を図り、住民が自ら活動し、発表する場を提供するとともに、身近に芸術に接する機会の充実に努めます。



## 基本計画

第6章 教育・生涯学習

第5節 歴史・文化・芸術

### ●文化財の状況

(平成22年10月1日時点)

区分	種別	名称	所在地
国宝	絵画	紙本著色 後鳥羽天皇像 伝 藤原信実 筆	水無瀬神宮・ 広瀬三丁目
国宝	書跡	後鳥羽天皇宸翰御手印置文	水無瀬神宮・ 広瀬三丁目
国指定 重要文化財	◇	紙本墨書後村上天皇宸翰御願文	◇
◇	◇	後鳥羽院御置文案文	◇
◇	◇	後鳥羽院宸翰御消息	◇
国指定 重要文化財	建築物	水無瀬神宮 客殿	水無瀬神宮・ 広瀬三丁目
◇	◇	水無瀬神宮 茶室	◇
国指定史跡	史跡	桜井駅跡	桜井一丁目
大阪府指定 有形文化財	建築物	関大明神社 本殿 附 棟札	関大明神社・ 山崎一丁目
大阪府指定 有形民俗文化財	有形民俗	若山神社 「東大寺村おかけ踊囃絵馬」	若山神社・ 大字広瀬
大阪府指定 天然記念物	植物	大沢のすぎ	大字大沢
◇	◇	尺代のやまもも	大字尺代
◇	◇	若山神社のツブラジイ林	大字広瀬
町指定 有形文化財	歴史資料	水無瀬駒 関連資料	水無瀬神宮・ 広瀬三丁目
◇	彫刻	神像（伝 聖徳太子七歳像）	若山神社・ 大字広瀬

# 第7章

## 構想実現に向けて

### 第1節 時代に対応した行政運営

#### 基本的課題（現状と課題）

社会経済情勢や財政状況が厳しさを増すとともに、住民ニーズが多様化・複雑化する中で、地方分権に伴う地方自治体の役割・責任の拡大や、町域を超える広域的な行政課題に的確に対応し、安定した質の高い行政サービスを提供し、地域固有の活力を見いだすことが求められています。

そのためには、広域行政の推進とともに、組織体制の整備、人材育成などにより行政機能の強化・充実を図り、行政サービスのさらなる向上に努めていくことが必要です。

#### 基本方針

地方分権や広域化など、地方自治体を取り巻くさまざまな課題に的確に対応するため、組織体制の充実や連携の強化を図り、行政サービスのさらなる向上をめざします。

#### 施策内容

##### (1) 地方分権・広域化への対応

###### ① 地方分権への対応

- 地方分権の進展に伴うさらなる権限の移譲に対応するため、組織体制の整備や人材の育成・確保、事務の効率化を推進します。
- 権限に見合った財源確保と人材の派遣を国や大阪府に要望します。

###### ② 広域行政の推進

- より効率的な行政運営や、町域を超える課題への対応をめざし、消防救急・環境衛生・医療などの各分野について、広域的な取組みによりその効果が上がるように、近隣自治体、国、大阪府などとの連携・協力を推進します。
- 市町村合併問題については、今後の地方分権の進展や近隣自治体の動向を踏まえ、引き続き情報収集とその提供に努めます。

## 基本計画

### 第7章 構想実現に向けて 第1節 時代に対応した行政運営

## (2) 行政サービスの向上と組織体制の充実

### ① 行政サービスの向上

- 情報化などによる手続きの簡素化や迅速化により、住民の利便性の向上を図ります。
- 接遇の向上により、窓口サービスなどの充実に努め、住民満足度の向上をめざします。

### ② 人材の育成と職員の意識改革

- 限られた財源・人員の中で、住民ニーズに迅速かつ的確に対応し、質の高いサービスを提供するため、「島本町人材育成基本方針」を踏まえ、職員一人ひとりの資質・能力の向上に努めるとともに、職員のやる気を引き出す人事制度の確立を図ります。
- 高い公務意識と改革へのチャレンジ意欲やコスト意識をもち、経営感覚を備えた職員の育成をめざし、職員の意識改革を推進します。

### ③ 効率的な組織体制の確立

- 新たな行政課題や多様化する住民ニーズに柔軟に対応するとともに、政策の一体的な実施をめざし、部局間の横断的な連携や総合調整機能の強化を図ります。
- 高い意欲と能力をもつ人材の確保に努める一方、職員の定員管理の適正化を図り、最少の経費で最大の効果を生み出す効率的な組織体制の確立に取り組みます。



## 第2節 情報化の推進

### 基本的課題（現状と課題）

インターネットなど情報通信技術の飛躍的な発達と普及は、時間や距離に関係なく交流やサービス利用などを可能にし、人々の生活や社会のあり方に大きな変化をもたらしています。地方自治体においても、情報通信技術を活用して、住民の利便性・満足度の向上や、行政運営の効率化などをめざす「電子自治体」の構築が進められています。

本町では、これまで庁内ネットワークの整備や、全国の地方自治体を結ぶ総合行政ネットワーク\*、住民基本台帳ネットワーク\*への接続をはじめとする基盤整備を進めてきました。

今後も、情報の保護・管理に努めながら、システムの整備やサービスの充実を図ることが必要です。

### 基本方針

住民の利便性向上、行政運営の効率化を図るため、情報システムの整備や各種業務の電子化を推進するとともに、インターネットを活用したサービスの充実を図ります。

また、システムやサービスを安全に利用するため、情報セキュリティ対策の強化に取り組みます。

### 施策内容

#### ①電子自治体の推進

- 情報システムの整備や、各種業務の電子化を推進します。
- インターネットを通じた申請や届出、施設予約などのサービスの充実を図るなど、ホームページのさらなる機能向上を図ります。

#### ②情報セキュリティ対策の強化

- 庁内におけるセキュリティ教育・研修などの充実を図ります。
- コンピュータウイルスや自然災害などのリスクから情報システムを保護するための安全対策を進め、情報の適正な管理・保護に努めます。



## 第3節 健全な行財政運営

### 1 行財政改革

#### 基本的課題（現状と課題）

本町では、「島本町第三次行政改革実施計画（平成16～18年度）」、「島本町第四次行財政改革プラン（平成17～21年度）」に基づき、行財政改革を推進してきました。

今後も、地方分権時代にふさわしい、より質の高い行財政運営をめざし、さらなる行財政改革を実行し、効率的かつ効果的な行財政運営を積極的に推進する必要があります。

#### 基本方針

引き続き新たな行政課題に対応し、効率的かつ効果的な行政運営を推進するため、不断の行財政改革により、財政の健全化に努め、計画的な行財政運営を推進します。

#### 施策内容

##### ①行財政改革の推進

- 厳しさを増す社会経済情勢や財政状況の中で、効率的かつ効果的な行財政運営を推進するため、事務事業や組織体制の見直し、経費の節減、民間活力の活用などをはじめとする不断の行財政改革を計画的に推進します。

##### ②行政評価システムの推進

- 行政評価システム\*の効果的な運用に努め、限られた財源を有効活用するため、優先度や成果、コスト、住民満足度を重視して事業の見直しを進めます。

##### ③民間活力の活用

- 民間事業者が事業に参加することで、効率的で効果的なサービス提供が図れる分野については、行政と民間の役割を明確にした上で、指定管理者制度\*やPFI\*などの手法により、民間活力の活用を進めます。

## 2 財政運営の効率化

### 基本的課題（現状と課題）

景気の低迷などにより税収が伸び悩み、今後も厳しい財政運営を余儀なくされることが予測されます。地方分権を推進していく中で、地方税の財源確保が最重要課題であり、自主財源としての安定した町税の確保が必要となります。

### 基本方針

財源確保に努めるとともに、経費節減や効率的な財源配分、公債費対策などに積極的に取り組み、健全な財政運営を計画的に推進します。

### 施策内容

#### ①自主財源の安定的確保

- 町税収入の安定確保を図ります。
- 使用料や手数料などについて、受益者負担の適正化を図り、より行政コストを反映した料金体系となるよう見直しを行います。

#### ②行政経費の節減

- 事務事業の見直しなど経常経費の節減に努め、効率的かつ効果的な行財政運営を推進します。

#### ③健全な財政運営

- 限られた財源を有効活用するため、優先度や費用対効果、住民満足度を重視した財源の配分に努めます。
- 国や府に対する財源移譲の要望を継続するとともに、公債費対策や歳入の確保に努め、財政の健全化を推進します。
- 財政状況について、住民にわかりやすく説明します。

#### ④町有財産の有効活用

- 土地などの町有財産の適正な管理と有効活用に努めます。
- 未利用または低利用の財産について、売却も含めた活用方法を検討します。